

部活動に係る活動方針

京都府立朱雀高等学校（全日制）

1 部活動の意義

高等学校における部活動は、学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」と位置付けられている。また、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られる」とともに「地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力や各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにする」と示されている。

学校教育活動の一環として行われる部活動は、興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらし意義を有している。

2 本校の部活動の在り方について

本校においては、部活動の意義を踏まえながら、現在進行中の「朱雀プライド計画」の一つの柱として、生徒の学校生活がより充実したものとなるように部活動の活性化を図り、積極的な部活動の加入、参加を求める。

部活動を通じて、生徒の一人ひとりが、学級や学年の枠を超えて、仲間や教職員（顧問）と密接に触れ合い、それぞれの発達段階に応じた自主性、協調性、責任感、連帯感などを涵養し、調和のとれた人間の育成を目指すとともに、地域のスポーツや文化の振興に寄与することを期待する。

3 練習時間・休養日の設定等について

原則、「京都府部活動指導指針」の設定を運用するが、校内施設状況、他課程との関係や地域の状況等を踏まえ、次のとおり設定する。

(1) 練習時間

- 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は 3 時間程度（朝練習含む）、土・日曜日及び祝日に実施する場合は 4 時間程度とする。
なお、「グラウンド・体育館の施設割当」「公式大会に向けた練習試合、リハーサル」等の状況によって、必要に応じて土・日曜日及び祝日の午前・午後帯の連続した活動を認める。（※ただし、常態化は認めない。）
- 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準じるが、教職員・生徒ともに十分な休養が取れるよう、ある程度長期のまとまった休養日を設けること。

(2) 休養日

- 休養日は週当たり 1 日以上設定すること。
- 月当たり 2 回程度、土・日曜日に休養日を設定することが望ましい。

4 活動計画（年間・月間）等について

指導にあたる教職員（顧問）が部活動運営の理念や目的、目標を示したうえで、「生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行える」「教職員（顧問）がバランスよくライフワークバランスを維持できる」等に考慮し、年間を通して適切な活動計画を作成する。

- 1 年間の試合期、充実期、休息期等に分けてプログラムを計画的に立てるとともに参加する大会や発表会等を精選する。

- 活動計画の作成にあたっては、指導に当たる教職員（顧問）は主体となる生徒との意見交換、協議を行い、年間の長・中・短期的目標の立案、練習や試合、発表会、イベント等を含めた、年間・月間の活動計画を作成する。
- 活動計画の内容等については、できる限り、該当生徒や保護者に対して文面等で示すこと。

5 指導の在り方について

(1) 適切な指導

- 体育系の部活動では、医・科学の研究成果を指導において積極的に活用し、合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングを実践するとともに、日常的に生徒が積極的に医科学的理論やトレーニングについて学ぶ場を提供する。
- 生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防し、心理面の疲労回復を図るために、適切な練習時間や休養日を設定する。
- 生徒の多様なニーズに対応し、多くの生徒が部活動に積極的に参加できる機会を設ける。

(2) 体罰、ハラスメント行為等の防止

ア 体罰、パワーハラスメント等の防止

- 体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であるとともに、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも許されるものではない。
体罰等を防止するため、教職員（顧問）は、日頃から生徒との関係が支配、被支配関係になる危険性があることを認識し、日常の活動を通じて、生徒とのコミュニケーション、信頼関係の構築に努めなければならない。
- 指導と称して殴る、蹴ること等、懲戒としての体罰も禁止である。
- 指導者と生徒の人間関係の中で、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等、また、身体や容姿に係ること、人格を否定する（人格等を侮辱したり否定したりする）ような発言等がないよう言葉掛けに対しても十分な注意が必要である。

イ スクール・セクハラ等の防止

- 教職員（顧問）と生徒の人間関係の中で、親しさ等のつもりでの発言や身体的接触などが、生徒を不快にさせる言動となる場合があることを教職員（顧問）は常に認識する。
- SNS等による個別連絡の制限や個別指導や面談等が密室下で行われることのないよう教職員研修等を通じ、教職員（顧問）の意識を高め、未然防止に努める。

6 安全管理と事故防止

(1) 安全管理

- 教職員及び生徒向けの応急処置の研修を通じて、怪我／事故等が起こった場合の緊急時の初動対応の徹底を図るとともに、危機管理マニュアルに基づき、医療関係・関係者等への連絡体制やAED使用等について点検・確認を行う。
- 校内施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底する。
- 他の部活動と活動場所を共有する場合は顧問間の連携により、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では防球ネットの配置など、安全対策を講じる。

(2) 事故防止

- 各生徒の発達の段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるように留意する。
- 気候や気象の変化に応じた対応を事前に想定させることにより、熱中症や落雷、突風などの急激な気象変化への対応を講じる。